

会 議 録

会議の名称	平成27年1月14日開催政策会議	
開催日時	平成27年1月14日（水曜日） 午前9時00分から 午後2時15分まで	
出席者	区長、板垣副区長、秋山副区長、教育長、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、地域行政部長、総務部長、区長室長、生活文化部長、保健福祉部長、都市整備部長、会計管理者、教育次長、区議会事務局長	
審議概要	1	<p>若林小学校跡地活用方針（素案）について</p> <p>世田谷総合支所 政策経営部 教育委員会事務局</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若林小学校の敷地内にある国有地については、返還する際において、地域の福祉向上に向けた活用について関係所管と連携して国に対して働きかけていくこと。 ・新たに整備する教育センターにおいては、21世紀の教育のバックアップセンターとなるよう、教育委員会事務局内で施設機能について議論を進めること。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>
	2	<p>守山小学校後利用方針（素案）について</p> <p>北沢総合支所 政策経営部 障害福祉担当部 子ども・若者部 教育委員会事務局</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の素案においては、既存校舎の有効活用を中心に検討した内容をまとめており、中長期的には、守山小学校周辺を含めた街づくりを進める中で改めて検討していくとの説明があった。 ・整備を予定している集会施設については、地域に開放できる多目的なスペースとして、地域住民の方が有利に利用できる施設を目指すものとし、施設の法的な位置づけなどについては今後調整するとの説明があった。 ・守山小学校後へ移転する施設の跡地については、区の公共施設の全体のバランスを見ながら活用等について検討していくとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>
	3	<p>北沢保健福祉センターの総合支所移転に伴う公共施設整備について</p> <p>北沢総合支所 地域行政部 生活文化部 都市整備部</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の北沢保健福祉センターの建物については、トータルコストや利便性などの様々な面から他の公共施設も含めて活用を検討し、その後返還するとの説明があった。 ・健診スペースなどの特殊な設備については、専門業者に委託して検討する予定だが、技術的にはタウンホール内への設置は可能である。なお、レントゲン室は設けず、車に対応するとの説明があった。 ・北沢保健福祉センターの建物の現状復帰は今後、相手方と交渉するとの説明があった。 <p>【修正事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件4の「梅ヶ丘拠点施設への機能移行に伴う総合福祉センター跡利用の方向性について」の再検討を踏まえ、記載を変更する。 ・北沢保健福祉センターの建物について、他の公共施設の移転先としても検討するよう記載を変更する。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>

審議概要	4	梅ヶ丘拠点施設への機能移行に伴う総合福祉センター跡利用の方向性について	生活文化部 障害福祉担当部 子ども・若者部
		【意見等】 ・福祉ゾーンとしていることを踏まえ、コンセプトをより明確にし、全体を調整すること。 【審議結果】 出された意見を基に付議事案は再調整とする。	
	5	世田谷区立平和資料館条例（案）について	生活文化部 教育委員会事務局
		【意見等】 ・オープニングイベントで、被爆2世の木であるアオギリや柿の木を株分けなどできないかとの意見に対し、株分けした木が実際に育つかどうか、どこの場所に植えるかなども含め、オープニングイベントの検討をしているとの説明があった。 ・工事は順調に進んでおり、7月に竣工予定との説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
	6	世田谷区立健康増進・交流施設条例及び条例施行規則の一部改正について	生活文化部
		【意見等】 ・この改正の影響により、人件費が増えることにはならないとの説明があった。 ・指定管理者の収入の増加は、120～130万円程度を見込んでいるとの説明があった。 ・レストランでピアノコンサートなどができれば良い。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
	7	「世田谷区立特定公共賃貸住宅条例」の一部改正（案）について	都市整備部
		【意見等】 ・子育て世帯も、地域優良賃貸住宅に住むことができるのかという質問に対し、居住中の人も含め、収入等入居要件に合えば住むことができるという説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
8	世田谷区都市整備方針の改定（「地域整備方針」（案））について	総合支所 都市整備部	
	【意見等】 ・パブリックコメントで寄せられた意見の特徴として、各地域における「地域のテーマ別方針」に関する179件の内、「テーマV 誰もが快適に移動できるまちをつくる」に関する意見が79件あったという説明があった。 ・区民参加については、早い段階から広く区民意見を聞いてきたという説明があった。 【修正事項】 ・P56の二子玉川駅周辺地区のアクションエリアの方針について、「広域生活・文化拠点として」という文言を追記する。 【審議結果】 付議事案を了承とする。		

審議概要	9	風景づくり計画見直し案について	都市整備部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の規制について、今後、屋外広告物のガイドラインを作成する過程で整理をしていくが、色彩等について厳しく規制するには、景観法などの法令に基づく地区指定をすることが考えられる、という説明があった。 ・今後も引き続き、界わい形成地区の指定を目指して取り組んでいくこと。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
	10	世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）案について	保健福祉部 都市整備部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの基準が厳格なため、特に福祉における公共施設整備が困難になる状況があり得ることについての対応として、基準そのものを緩和するのではなく、代替措置による対応がある場合は認定していく考え方で整理しているという説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
	11	世田谷区環境基本計画（案）について	環境総合対策室
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境目標のみどり率33%は、本計画期間内の目標ではなく、最終目標として示しているとの説明があった。 ・子どもの声の問題について、現状や区の考え方、コミュニティの中で解決していくことなど、追記すること。 ・カーシェアリングについては、区の施策ではなく、考え方として入れており、啓発していくとの説明があった。 ・水素社会の実現に向けた事業者との連携については、情報のプラットフォームになっていくとの説明があった。 ・「区民の再生可能エネルギー利用率」は、区民意識・実態調査で現在、「やっている」が3.4%、「これからやりたい」が8.7%であり、合わせると12%を超えている。計画では、倍増を目標に25%としており、5年毎に調査を行う予定との説明があった。 <p>【修正事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素社会に関するコラムの表現を見直す。 ・「みどり豊かで住みやすいまちの推進」の内容について、既に行っているものもあるので一部表現を見直す。 ・子どもの声のコラムを追加する。 ・ESD等教育分野の取組みについて、区内の取組みを追記する。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
	12	世田谷区交通まちづくり基本計画（案）について	交通政策担当部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画には具体的な取組みを示さないのかという質問に対し、各施策の具体的な取組みは、今後策定する行動計画の中で示すという説明があった。 ・計画名称に年次があると、10年計画が単年度計画のように見えるため、見直すこと。 <p>【修正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画名称から「2015」を削除し、計画期間が分かるように表記する。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	

審議概要	13	(仮称) 世田谷区立世田谷駅南自転車等駐車場の指定管理者の選定結果について 【意見等】 ・指定管理者による区内の高齢者雇用に関する質問に対して、現在、指定管理者により運営されている駐輪場では、区内高齢者が雇用されているという説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	交通政策担当部
	14	世田谷区本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）（案）について 【意見等】 ・「資料5 事業手法等」については、一般的な手法としての整理であって、今後、他の手法も勘案していく旨の説明があった。 ・シミュレーションの事業費については現時点の単価で算出しており、今後、税制改正や社会情勢による影響を踏まえ算出していくとの説明があった。 ・「5. 今後の検討の進め方」については、庁舎が区民共有の財産であることに鑑み、幅広く区民のご意見をいただくとともに、華美にならないようにという表現にすること。 【修正事項】 ・出された意見を基に表現を修正する。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	総務部
	15	世田谷区一般廃棄物処理基本計画（案）について 【意見等】 ・家庭ごみの抑制の取組み例として、食品ロス削減や水きりなどによる生ごみの発生抑制などがあるとの説明があった。 ・杉並区は、水切りの袋の配布を一部でモデル的に行っていたが、検証はまだできていないとの説明があった。 ・緑化廃棄物の再生利用の促進については、区内業者に一般廃棄物の免許取得の働きかけを行ったり、要綱改正により清掃工場に入っていたものが再利用されるようにしているとの説明があった。 ・区民が、街路樹や公園の木をリサイクルできるように検討すること。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	清掃・リサイクル部
備考	2「守山小学校後利用方針（素案）について」は、平成27年3月議会報告後公表。		
所管課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課		